

岩手県告示第 572 号

生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号)第 50 条の 2 の規定により、指定医療機関が診療所を廃止した旨次のとおり届出があった。

平成 20 年 8 月 1 日

岩手県知事 達 増 拓 也

医療機関の名称	所在地	廃止年月日
奥中山高原歯科クリニック	二戸郡一戸町奥中山字西田子 1311 番地	平成 20 年 6 月 30 日